

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画（第2期）

令和3年3月
北山村

北山村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月31日
北山村長
北山村議会議長
北山村教育委員会

北山村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律64号。以下「法」という。)第15条に基づき北山村長、北山村議会議長、北山村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

本計画の第2期の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、村長部局、北山村議会事務局、教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき情報について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、北山村議会事務局、北山村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対するものから順に掲げている。

4. 現状と今後の取組

I 【採用関係】

①採用者の女性割合について

(平成29年度4月1日現在)

	総数	男性	女性	女性割合
一般行政事務	2人	1人	1人	50%
合計	2人	1人	1人	50%

平成29年4月1日採用者の女性割合は、採用者2名に対して女性は1名。また受験者数についての女性割合は17名中4名であった。

【今後の取り組み】

今後も引き続き、能力に応じた公平な試験により職員採用を行っていきます。

II 【継続就業及び仕事と家庭の両立関係】

①平均した継続勤務年数の男女の差異

(令和2年度4月1日現在)

全 体	男性職員	女性職員
17.6年	16.5年	18.4年

令和2年4月1日時点の継続勤務年数は男性職員16.5年、女性職員18.4年です。

②男女別の育休平均取得期間

(令和2年度)

	育児休業		
	取得者	取得率	平均取得期間
男性職員	0人	0%	—
女性職員	—	—	—

③男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

(令和2年度)

配偶者出産休暇等				
男性職員	取得者数	対象者数	取得率	平均取得日数
	0人	1人	0%	—

【今後の取り組み】

本村における育児休業取得率について、男性職員においては対象者2名、取得者0人。女性職員については対象者は0人となった。

令和7年度まで男性職員の育児休業取得率20%以上、女性職員の育児休業取得率50%、配偶者出産休暇取得率100%を目標とする。

令和7年度までに女性職員の勤続年数を20年以上に引き上げ。

取り組みとして、各種休業制度につきまして職員に対し、積極的に周知する。

Ⅲ【年次休暇取得日数】

①職員一人当たりの各月ごとの年次休暇取得日数

(令和2年)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1人当たり年次休暇	0.90	0.68	1.14	0.99	0.78	0.63	0.79	0.78	0.77	0.71	0.74	1.19

令和2年の職員一人当たり年次休暇取得日数は10.10日となります

【今後の取り組みに】

職員の業務分担、見直しを定期的に行い、年次休暇取得日数の増加に努めます。

Ⅳ【配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係】

①各役職段階に占める女性の割合

(令和2年度4月1日現在)

	総数	うち女性数	女性比率
課長級	8人	1人	12.5%
課長補佐級	2人	1人	50.0%
主査以下	15人	3人	20.0%

令和2年4月1日現在において課長級の女性割合は16.7%、課長補佐は50.0%、主査以下は20.0%となっている。

【今後の取り組み】

当村の女性職員の割合を踏まえ、女性が働きやすい職場環境の整備を図り、積極的な女性登用に努める。